

仕 様 書 (案)

1. 件名

売上向上実践講座運営委託

2. 目的

区内中小企業者を対象に、企業や店舗等の売上向上を図る目的で実践講座及び講演会を実施する。

3. 履行期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

4. 履行場所

産業振興課指定場所

5. 委託内容

(1) 区内中小企業者の売上向上に資する実践的な内容の講演会及び講座を行うこと。講座実施にあたっては下記の項目を満たすものとする。なお、講座はグループワーク形式で年間5回程度の連続講座とすること(1回当たりの受講者は50名程度を想定)。

- ・講座の内容が、学術的、科学的な知見に基づくもので、中小企業者の売上向上に資する具体的かつ魅力的なものであること。
- ・講座で学んだ内容を経営や店舗運営等で実践し、講座においてフィードバックを受ける機会を設ける等、受講者が自ら考え、実践できる力を身に付けられるプログラムであること。
- ・業種や事業規模にかかわらず取り組める講座内容であること。
- ・各講座の間に受講者の自主的な学習を促すためのプログラムを組み込むこと。
- ・講座で学んだ知識を継続・発展していくネットワークの構築を推進させるため、共通の目的を持つ過去の受講者との交流・学習する場を設けること。

(2) 実践講座の開催前に、実践講座への参加を促すための講演会を行うこと。

(3) 実践講座及び講演会の実施スケジュールを区に提示し、了承を得た上で実施すること。なお、実践講座及び講演会を行う会場は区が用意する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては実践講座及び講演会をそれぞれオンラインでの実施に変更することもありうる。

- (4) 講演会及び講座への参加を促すために集客効果の高いチラシを 5,000 部以上作成し、区へ納品すること。なお、受講者の募集は区が行う。
- (5) 講演会及び講座で使用する物品は受託者の負担とする。教材等については、実施日の 2 日前までに区へデータ等で提出すること。

6. 受託者の責務

- (1) 受託者は区の事業の受託者としての自覚のもと本事業を実施し、受講者から要望・苦情等の申し出があった場合は、速やかに区へ報告すること。
- (2) 受託者は、本事業の趣旨を十分に理解し、受講者に適切なアドバイスを行い、区内中小企業者の発展に寄与すること。

7. 完了報告

受託者は委託業務完了後、区に委託完了届を提出し、完了確認を受けること。

8. 支払方法

7 の完了報告及び完了確認の後、受託者が請求書を提出した日から 30 日以内に区は一括して支払うものとする。

9. 特記事項

- (1) 一括再委託の禁止
受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 個人情報の保護
受託者は、本事業の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。
- (3) 守秘義務
受託者は、本事業の履行に当たっては、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己のために利用してはならない。本事業終了後も、同様とする。
- (4) 契約締結後、区と協議の上、本事業の実施に係る計画書（実施内容、実施体制、スケジュール等）、その他必要な関係書類を提出すること。
- (5) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (6) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力する

こと。

- (7) 委託契約締結後に不正行為が明らかになったときは、契約を解除する。
- (8) 受託者は、事業実施にあたり新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や、疑義の生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。